

任意継続加入者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

令和6年12月からの加入者証等廃止に伴う資格関係事項等の取扱いについて

平素から、私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和5年6月9日に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」等により、マイナンバーカードと保険証が一体化され、本年12月をもって現行の加入者証等は廃止されます。この改正に伴う下記の取扱い等については、今後、私立学校教職員共済法施行規則等で定められる予定です。

つきましては、加入者証等廃止に伴う改正事項をお知らせします。

なお、取扱い等の詳細は、私学共済ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

記

1) 現行の任意継続加入者証・任意継続加入者被扶養者証の取扱い

令和6年12月2日以降の資格異動処理（被扶養者認定、加入者・被扶養者（以下、「加入者等」といいます）の氏名変更等の異動）から、任意継続加入者証・任意継続加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）は交付されません。

令和6年12月2日時点ですでに交付を受けている加入者証等は、経過措置の対象となり、令和7年12月1日までの1年間は医療機関等で保険証として使用することができます。

ただし、令和7年12月1日より前に次の①②③のいずれかの事由に該当した場合は、その時点までの使用となります。

- ①任意継続加入者期間の2年を満了した（加入者証等に記載の有効期限まで）
- ②75歳に到達した（加入者証等に記載の有効期限まで）
- ③上記①②以外で任意継続加入者資格喪失事由に該当した（喪失日の前日まで）

また、**現在交付を受けている加入者証等の有効期限が、令和7年12月1日以降の年月日になっていても、廃止後の経過措置が終了する令和7年12月1日までの使用となります。**

2) 令和6年12月2日以降に加入者証等に代わって交付される証など

加入者証等の廃止によって、新たに「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」が新設されます。

(1) 「資格確認書」とは

加入者証等廃止に伴い、原則的にはマイナンバーカードにより医療機関等を受診することになりますが、マイナンバーカードを持っていない、持っていて保険証利用登録をしていない人には、申請により加入者証等の代わりとなる「資格確認書」を交付します。

「資格確認書」はカード型（紙）で、現行の加入者証等と同様、加入者記号番号、氏名、生年月日、性

別、保険者名、保険者番号等が記載されています。この「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することにより、保険適用を受けることができます。

(2) 「資格情報のお知らせ」とは

「資格情報のお知らせ」とは、保険証利用登録をしているマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を持っている人に対し、私学共済制度の加入者又は被扶養者の資格情報をお知らせするものです。

「資格情報のお知らせ」も「資格確認書」と同様にカード型（紙）で、記載されている事項も性別を除き同じです。ただし、「資格情報のお知らせ」は、加入者等の資格情報をお知らせするものであり、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関を受診することはできません。医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに医療機関等の窓口で提示することで受診できます。スマートフォンを持っている人は、スマートフォンでマイナポータルの資格情報画面を表示し、マイナ保険証とともに医療機関等の窓口で提示してください。

なお、「資格情報のお知らせ」に有効期間は設定していませんが、資格を喪失すると無効となります。

3) 「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」の交付

任意継続加入者が、次の①又は②の異動に該当し、令和6年12月2日以降に私学事業団で当該処理を行った場合は、加入者証等は交付されず、「資格情報のお知らせ」が交付されます。

①氏名変更・訂正し、「任意継続加入者異動届書」で届け出をした

②加入者証等を紛失等し、「資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証 交付・再交付申請書」(※)により再交付申請をした

上記①又は②に該当し、届け出をすると、一律「資格情報のお知らせ」が交付されます。マイナ保険証を持っておらず、加入者証等の代わりとなる「資格確認書」の交付を希望する場合は、別途「資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証 交付申請書」(※)により申請してください。

※「資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証 交付・再交付申請書」は、現行の「加入者証、加入者被扶養者証、高齢受給者証 再交付申請書」を廃止して、新たに設ける様式用紙です。「高齢受給者証」の再交付申請や「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の交付申請、紛失や汚損などによる再交付申請には、この用紙を使用してください。

令和6年12月2日以降、現行の用紙は使えませんので注意してください。

新用紙は、私学共済ホームページからのダウンロードを可能としますのでご活用ください。掲載時期や様式用紙の切り替えの時期などは決まり次第、私学共済ホームページでお知らせします。

なお、任意継続加入者が新たに被扶養者の認定申請をする場合は、令和6年12月以降は、「被扶養者認定申請書」に新たに「資格確認書 交付希望の有無欄」が設けられますので、被扶養者が「資格確認書」の交付を希望する場合は「有」にしてください。「無」にした場合や無記入の場合は「資格情報のお知らせ」を交付します。

4) 「資格情報のお知らせ」の一斉交付（令和6年10月を予定）

国からの通達に基づき、医療保険者等が把握している加入者及び被扶養者の情報を通知することで、情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけることを目的として、加入者証等廃止前に、加入者等に対し「資格情報のお知らせ」を一斉交付すること

となりました。この一斉交付する「資格情報のお知らせ」に限り、マイナンバー（下4ケタ）及び医療機関等の窓口負担割合を記載します。詳細については送付する際に同封する送付状をご確認ください。送付時期は令和6年10月を予定しています。

5) 加入者証経過措置終了時点について（令和7年12月）

令和7年12月以降は、経過措置により使用可能だった加入者証等は使用できなくなります。

この時点で、現行の加入者証等を持っている加入者等は、前述の令和6年10月に一斉交付された「資格情報のお知らせ」を持っていることとなります。

令和7年秋頃に、マイナ保険証を持っていない人に対し「資格確認書」を一斉に交付する予定です（令和6年12月以降、申請により、すでに「資格確認書」の交付を受けている人を除きます）。

詳細は決まり次第お知らせします。

なお、経過措置終了後は、加入者証等は無効となることから、回収は行いません。ただし、加入者証等の経過措置終了（令和7年12月1日）までの間に、資格喪失や氏名変更等をした場合は、現行どおり加入者証等は私学事業団宛て返納してください。

6) 「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の回収

(1) 「資格確認書」の回収

「資格確認書」は、有効期間内に資格喪失や氏名変更等をした場合は、私学事業団に返納してください。有効期限切れの「資格確認書」の返納は不要です。

(2) 「資格情報のお知らせ」の回収

「資格情報のお知らせ」は、資格喪失や氏名変更等した場合でも、返納は不要です。

7) 限度額適用認定証、高齢受給者証の取扱い

(1) 限度額適用認定証

①マイナ保険証を持っている人

原則的に「限度額適用認定証」を提示しなくても高額療養費における限度額を超える窓口負担を軽減することができます。ただし、医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない又はオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合には、「資格情報のお知らせ」とともに「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示してください。

②マイナ保険証を持っていない人

令和7年12月1日までは、現行どおり加入者証等とともに「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示してください。令和7年12月2日以降は、加入者証等の代わりに令和7年秋に送付される「資格確認書」と「限度額適用認定証」を提示してください。

③令和6年12月以降、「資格確認書」の交付を受けている人

「資格確認書」とともに「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示してください。

(2) 高齢受給者証

医療機関等での自己負担割合を確認していただくため、「**高齢受給者証**」は令和6年12月以降も**従来どおり交付します**。

①マイナ保険証を持っている人

原則的に「高齢受給者証」の提示は不要です。ただし、医療機関等でマイナ保険証の読み取りができ

ない又はオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合には、「資格情報のお知らせ」とともに「高齢受給者証」を医療機関等の窓口で提示してください。

②マイナ保険証を持っていない人

令和7年12月1日までは、現行どおり加入者証等とともに「高齢受給者証」を医療機関等の窓口で提示してください。令和7年12月2日以降は、加入者証等の代わりに令和7年秋に送付される「資格確認書」と「高齢受給者証」を提示してください。

③令和6年12月以降、「資格確認書」の交付を受けている人

「資格確認書」とともに「高齢受給者証」を医療機関等の窓口で提示してください。

8) 直営宿泊施設及び厚生施設・健康増進宿泊施設等の利用

(1) 直営宿泊施設を利用するとき

加入者料金の適用に当たり、次のいずれかを窓口で提示してください。

- ① 「加入者証」又は「加入者被扶養者証」(経過措置が終了する令和7年12月1日まで)
- ② 「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」
- ③ 「福祉施設等利用証」(75歳以上等の特定教職員)
- ④ 「年金者福祉施設等利用証」又は「年金等給付加入者記録票」
- ⑤ 「私学メンバーズカード」

(2) 厚生施設・健康増進宿泊施設を利用するとき

厚生施設及び健康増進宿泊施設で私学共済ブックに付属している施設利用補助券を使用するときは(1)の①～④のいずれかを窓口で提示してください。

注) 窓口で提示する上記の書類は、今後変更となる場合があります。

資格確認書(見本)

表面

私立学校教職員共済【本人】加入者 KYOSA	発行番号 GA
資格確認書	0001545825
SHIGAKUKYOSAI SHIGAKUKYOSAI	令和6年12月10日交付
記号 13A99999 番号 99999 枝番 00	
氏名 ヲシマ ハナコ 湯島 花子	
生年月日 昭和60年7月15日	性別 女
資格取得年月日 令和6年12月1日	
有効期限 令和11年11月30日	OSAI SHIGA
保険者所在地 東京都文京区湯島1丁目7番5号	Tel.03-3813-5321
保険者番号・名称 84130021 日本私立学校振興・共済事業団	

裏面

保険診療を受けようとするときは、この確認書を保健医療機関等の窓口で提示してください。
住所
※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。 (記入は自由です。) 記入する場合は1.2.3のいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸・眼球 】
(特記欄:)
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自署): 家族署名(自署):

資格情報のお知らせ(見本)

注: 一斉交付(2ページ4参照)以外の令和6年12月2日以降交付分の見本です。

表面

私立学校教職員共済【本人】加入者	発行番号
資格情報のお知らせ	0001545825
記号 13A99999 番号 99999 枝番 00	令和6年12月10日交付
氏名 ヲシマ ハナコ 湯島 花子	
生年月日 昭和60年7月15日	
資格取得年月日 令和6年12月1日	
保険者所在地 東京都文京区湯島1丁目7番5号	Tel.03-3813-5321
保険者番号・名称 84130021 日本私立学校振興・共済事業団	

裏面

【注意事項】
1. 資格情報のお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。
2. マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、スマートフォンでマイナポータルにログインし、資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等に提示することで受診できます。
スマートフォンを持っていない人は、このお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等に提示することで受診できます。
3. スマートフォンをお持ちの人は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、自身の健康保険の資格情報を確認することができます。
マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら
二次元コード

<内容等に関するお問い合わせ先>

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 資格課・短期給付課・保健課・管理課